

議第113号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第30条の2第1項第1号イ中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

第46条の5各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「並びに(6)項イ及びロ」を「及び(6)項イからハまで」に改める。

第52条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「, (6)項イ又は(6)項ロ」を「又は(6)項イからハまで」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

消防法施行令の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。